

---

## 平成23年第6回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

---

平成23年12月6日(火)

### 1. 議事日程第2号

平成23年12月6日(火) 午前10時開議

#### 第1 議案質疑

(議案第91号から議案第96号、議案第100号から議案第105号)

#### 第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第91号から議案第96号、議案第100号から議案第105号及び陳情5件)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 議案質疑

(議案第91号から議案第96号、議案第100号から議案第105号)

#### 日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第91号から議案第96号、議案第100号から議案第105号及び陳情5件)

---

### 出席議員(16名)

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	宿 利 俊 行	12 番	清 藤 一 憲
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一 議事係 長 小 野 英 一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	帆 足 博 充
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環 境 防 災 課 長 兼 基 地 対 策 室 長	平 井 正 之
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福 祉 保 健 課 長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	村 口 和 好	建 設 水 道 課 長 兼 公 園 整 備 室 長	梶 原 政 純
農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人 権 同 和 啓 発 セ ン タ ー 所 長	飯 田 豊 実	学 校 教 育 課 長	穴 本 芳 雄
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 わ ら べ の 館 館 長	河 島 公 司	行 政 係 長	石 井 信 彦

---

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案質疑

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出しく下さい。

議案集1ページです。議案第91号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

今、職員の給料を引き下げるわけなんですけど、財政効果はどの程度あるのか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えいたします。

財政効果、今回の給与改定に伴う財政効果ということでございますが、給料表における影響額とすれば12万4,500円、1カ月分の金額の試算であります。ただ、給料表の中で40歳以上での減額が主な内容になっておりますので、実質の支給額に対する影響額につきましては6万1,100円というふうに試算をいたしております。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） そうしますと、玖珠町職員全体で年間にどのくらいの効果が出るのか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 年間の金額になりますが、これに月の6万1,100円掛ける16.48になりますか、12カ月と期末手当分の3.95カ月分ですね。ですから15.95の試算になろうかと思えます。金額的にはちょっと暗算があれですけど、6万1,000掛け15.95カ月分ということです。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

今、1カ月6万1,100円と言われたんですけども、一月に6万1,100円減額ということになるんですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 一月ということでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） それは職員1人当たりですか。それとも、全体で6万1,100円ということですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 全体での金額であります。今回の改定につきましては、改定率が低くございましたので、施行が平成24年3月1日ということになっております。その一月の効果になろうかと思えます。ただ、4月以降、その年間の金額に直しますと先ほど申し上げた金額になるわけですが、本年度の施行とすれば3月1日の施行ということになります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 14番片山です。

この職員給与の全般に関するのですが、行政給料表では1号から120号まであるんですけども、1年に1回ずつ上がっていったら125年かかるような気がするんですが、たしか4年に1回という話を聞いたことがあるんです。これは、例えば新しく入った職員は1号から、それでいった場合は1、4、8というふうに上がるのかお聞きします。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 平成18年度に給与構造改革が行われました。そのときの給料表において、従前の1号ずつ上がっていく制度から、昇給における号数が4号ずつ上がっていく形で今回の給料表の改正がなされております。ですから、従前の1号、1年1号の定期昇給する場合から、定期昇給する場合には、ここで言いますと号級が4号での昇給という制度に変わっております。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） さっきの質問の中で、ざっと計算したときに6万1,100円の16.48カ月ということは、約100万円ぐらいが年間を通して人件費として安くなるというような感じですか。そしてまた、次年度も人件費のところは100万円ぐらい安くなるという感じでいいんですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

今年度の給与改定に伴う施行が平成24年3月1日でありますので、1カ月としての効果額として先ほど申し上げました。ただ、これは平成24年度の給与にも継続した形になりますので、来年度における人事院勧告をもとにまた改正をするときに、プラスになるのか、マイナスになるのか、その時点まで3月1日の改正額が継続されるということで、先ほどの年間効果額としてお答えしたところであります。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今、お聞きしておりましたけれども、6万1,100円が全職員の1カ月分。ということは、今何名ですか。200名は割っておると思いますが、臨時はこれを除いてですか。正職員だけですか。

それともう1点、1人当たりどのぐらいの減額になるのか、平均して。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

給与改定に伴う影響額については、正規職員のみであります。臨時職員については別途臨時給与額として決めておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

それから、金額についての分ではありますが、今回の給与、大分県の人事委員会に伴います改定の内

容を少し申し上げて説明にかえたいと思いますが、県の勧告は月例給で申し上げますと、マイナス0.04%です。国の人勧はマイナス0.23%です。金額的に申し上げますと、県の人事院勧告での月例給の一月での影響額はマイナス158円です。先ほど申し上げました国の人勧に伴う月例給の減額は899円ということです。大分県の場合、昨年4月に県知事選に伴う異動がございましたので、4月の影響額は民間のほうが高いという結果で、5月以降が月例給で158円高いという調査結果での勧告内容になっております。そのことで年間の影響額が1,306円という人事院勧告の内容になっております。それが1名といたしますか、全体額に対する影響額として示されたものでありまして、それをもとに給料表の減額、40歳以上の減額の改定額での影響額、3月時点での影響額として先ほど申し上げた金額になります。

以上です。

○議 長（高田修治君） いいですか。

（な し）

○議 長（高田修治君） それでは、質疑なしと認めます。

議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページです。議案第92号、玖珠町防災会議条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 9番 秦です。

この防災会議の委員の中には、女性は何人ぐらいおられるんですか。登用されていますか。

○議 長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） 玖珠町の防災計画を今再検討といたしますか、国・県も再検討しておりますので、それに伴って玖珠町のほうも再検討委員会を開く準備をしております、その中で条例に上がっておりますように、8、9、10、この方たちをプラスして幅広い意見を求めたいということで行っております。この中に自治委員さんとか民生委員さんとかを入れるようにしておりますので、女性の方が何人というのはちょっとまだ数字的には把握しておりませんが、女性の方も入る予定になっております

以上であります。

○議 長（高田修治君） 14番 片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 片山です。

これに関連して、県とか大分市が今、防災士というのを任命して置いているんですが、玖珠町はこれの中におりますか。

〔「防災士」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） いいですか。平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） 今、予定している方の中には入っておりませんが、これから10番にあります有識者のうちからということで、その中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） それでは、議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。議案第93号、玖珠町農業就業改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。議案第94号、玖珠町使用料条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。議案第95号、字の区域の変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。議案第96号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第100号、平成23年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について。別冊となっております。お出しください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から、11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

11ページまでです。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

7ページの債務負担行為の玖珠郡育英会に対する拠出金でございますけれども、この育英会の内容と、このお金に対する趣旨、そういうところを説明していただけますか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） お答えします。

財団法人玖珠郡育英会でございますけれども、ご存じのように、郡内出身者で経済的に就学困難な学生に奨学金の貸与を行っておるということでありますが、公益法人制度の改革によって公益法人として運営していくためには、今後の安定運営の見通しが長期にわたり確実であるということが必要であるということございまして、現在の社会状況、奨学金の応募者も毎年増大をしておる。資金を取り崩して運営をしている状況で、運営資金も減少をしておる。唯一の収入源である預金利息も減ってきておりまして、公益法人として運営を存続して郡内のこのニーズにこたえるには、両町からの拠出金が不可欠であるということでございます。

昨年10月に県の実地検査がございまして、公益認定を受けるに当たり、現状で維持をすれば、流動資産が枯渇するおそれがある。そのため、収入増や貸付計画の見直しを検討するように改善、指導を10月に受けたということでございます。そして、今年3月に理事会におきまして、運営資産の枯渇を防ぐ収入増の方法を検討しまして、その中で幾つかの条件を検討しましたけれども、両町より拠出金を含めて検討し、両町より500万円の拠出の予算計上を5月に理事会で決定をし、お願いをすることにしたということでございます。両町町長協議の上、これを決定しまして、今議会、債務負担行為でお願いをしたいということでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今の話で、これも町長の説明あったんですが、両町で1,000万円ということで、また、これは大学、短大そちらのほうに行かれる方が主と思うんですけども、高校生あたりは特にはないでしょうね。

それと、今、年間何人ぐらいいて、どのくらい年間必要になっているのか。その金額、1人当たり幾らになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 今、高校、専門学校、大学等ございまして、高校につきましては3つ、月1万円、1万5,000円、2万円のうちから希望制になっておるということでございます。大学については、月2万円、3万円のうちの希望制ということになっておりまして、専門学校も大学に準ずるということになっております。

人数等はちょっと私のほうも、今、手元にそこまでの資料はございませんから、今の段階ではお答えできません。申し訳ございません。

○議長（高田修治君） いいですか。

ほかにありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

今、貸し付けなんですよ、この制度は。最近、返済が非常に厳しくなっておるやに聞いておるんですけれども、その辺の返済はどういうふうになっておるのか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） お答えします。

ほとんどの方につきましては、返済を計画的にされておるということですが、やはり一部分は滞納があるようでございます。率等が、ちょっと今、私の手元に資料がございませんのでお答えできません。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 14番片山です。

7ページの債務負担行為の中の総合窓口設置、庁舎1階フロア改修について説明をしてください。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えをいたします。

総合窓口の設置、庁舎1階南フロアの改修ということで提案をさせていただいているところであります。これまで、行財政改革につきましては、平成11年から集中改革プランということで、経費節減、夢実現ということで進めてまいりました。それが、一応5カ年を終了して、次期の行革ということでこれまで進めて、現在その討議、協議も行っているところでありますが、具体的に今後の行財政改革についての事務事業の見直し、そして組織機構の見直しということに焦点を当てながらやっというということで、今議論を進めているところであります。

その具体的な内容の第一歩としまして、総合窓口化を図りたいということで、基本コンセプトといたしましては、役場に来庁されたすべての方にわかりやすく、使いやすく、手続が早く終わる窓口を構築するということを基本コンセプトにしております。総合窓口の定義であります、証明発行業務とか、簡易申請業務及び総合案内業務を、今回、新住民情報システムの導入を図りましたけれども、その中に総合窓口支援メニューというものがああります。それに合わせて集約をしたいということで、一つの窓口、フロアで終わらせることを目指しております。このことによって、手続等の性質別に分けて迅速に終わらせるということで窓口の改善を図りたいと。

あわせて、ハード的といいますか、構造的にも間仕切りのローカウンターを設置したり、非常に申請業務等においてはプライバシーの問題もございますので、今のカウンター構造ではなかなかそのところの配慮ができないと現実もありますので、申請業務、相談業務においての間仕切りをしたようなプライバシーに配慮した相談しやすい環境も総合窓口とあわせて改良、改善をしたいということで、基本的には証明業務の迅速化を図りながら、申請業務等については個別のフロア等で対応する環境を

作っていきたいということでありませう。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 今、課長の説明で経費節減ということが出てきたんですが、3,800万円という金が余りに大きいような気がしたものですから確認したわけです。特に、今の現状で、それぞれの課がどんどん変わって名前が変わるものだから、内容はそう変わらないのに、町民が非常に不安がっているという関係がこういうことになってきたんじゃないかと思えますけれども、この総合窓口化というのは、私はいいと思うんですけれども、さらにプライバシーというのは余りこだわらなう。

変な発言になるんですが、来る人はみんな確認ということで個室等があればできるんじゃないかという意見もありますけれども、経費削減と総合窓口化設置についての質問を終わります。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 先ほどの質問で3回目なんですけれども、この玖珠郡育英会というものの構成メンバーと、これは財団法人ということなんですけれども、監査とかそういうものも行われているわけですか。お聞きします。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 理事は玖珠郡両町長、両教育長、それから議長、それと両教育委員長であったというふうに私は認識しております。詳細については、また後ほど確認してお答えしたいと思います。

○議長（高田修治君） 町長、補足しますので。朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） これは私の知っている限り、九重町の足立さんという方が寄付された、足立さんがメインで、足立さんもメンバーに入っています。足立さんの基金から玖珠郡ということで、先ほど言いました高校、大学生に奨学資金を出していくということです。玖珠と九重町、どちらかという人数がここ二、三年、玖珠の生徒のほうが奨学金を受けているという子が多いですから。

先ほど、今、奨学金を受けている生徒はどのくらいか。そして、今度は申請がどのくらいか。申請するときも当然、申請会議をやっています。そして、現在基金がどのくらいあるか。そして、先ほど、質問がありました奨学金を返還してくれる人、滞納がどのくらいあるか、そういうものを含めて具体的数字は出ています。ちょっとこの場にはないんですけれども、毎年、決算をやりまして、そのことについて、また後ほど報告させていただきます。基本的には、足立さんの資金がベースになって、それから玖珠郡ということになって、個人の方々が寄付していただいて資金の財源にしているけれども、今後、財源が非常に枯渇してくるということで、今回こういうふうに負担行為を上げさせていただいたという状況でございます。

〔「先ほど、もう一つ監査的なことを聞いたんですけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 返答がなかったということですね。

監査というのはどうなっていますか。

穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 監査につきましては、両町の会計課長でございます。

○議 長（高田修治君） それでは、次に行きます。

12ページ、歳入、13款分担金及び負担金、1項分担金から、16ページ、歳入最後まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

16ページまでです。

（な し）

○議 長（高田修治君） それでは、次に17ページ、歳出、1款議会費から、20ページ、2款総務費、5項統計調査費まで、質疑ありませんか。

20ページまでです。

いいですか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、21ページ、3款民生費から、23ページ、5款労働費まで、質疑ありませんか。

23ページです。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、24ページ、6款農林水産業費から、26ページ、7款商工費まで、質疑ありませんか。

26ページです。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく26ページ、8款土木費から、29ページ、9款消防費まで、質疑ありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 9款の消防費ですね。3目の消防施設費ということで。

○議 長（高田修治君） 何ページですかね。

○9 番（秦 時雄君） 28ページ。その中で、18節備品購入費ということで、3,237万1,000円が上がっております。その説明では車両等とありますけれども、車両と、あとどういうものを購入予定ですか。できましたら詳しくお知らせください。

○議 長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） お答えいたします。

備品費として予定しておりますのは、消防自動車3台、消防用ホース310本、消防団のヘルメット468個、小型ポンプ3台、ジェットシューター60基、以上であります。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） それでは、次に29ページ、10款教育費から、33ページ、11款災害復旧費、歳出最後まで質疑ありませんか。

ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） それでは、全体を通して質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） それでは、質疑なしと認めます。

議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号、平成23年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。別冊となっております。お出しください。

歳入歳出、一括しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号、平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書（第2号）について。別冊となっております。

歳入歳出、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

2ページの基金繰り入れなんですけど、今回4,500万円、基金から繰り入れをしておるが、基金の残高はこれによってどういうふうに移しておるのか。今後、基金が枯渇するようなおそれはないのか。

○議長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） お答えします。

今回4,500万円の繰り入れということでありまして。取り壊しですが、その時点での残高が三千何百、百万円単位になります。

〔「マイナス」と呼ぶ者あり〕

○住民課長（村口和好君） 昨年度補正させていただいたときに、残が1億3,000万円の基金残高です。それから、当初の段階で5,400万円の取り壊しがありまして、今回4,500万円をプラスしまして9,990万円になりますので、三千何百万円かの残高になります。

それで、枯渇のおそれがあるということでありまして、療養給付費のほうが、非常に伸びがかなり嵩んでおりますので、そういう事態になったときには、また料金改定等も考えざるを得ない状況かなというふうには考えております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 今、住民課長が、療養費が非常に上がってきておると。これは、確かに本町の場合は高齢者が年々増えておると、そういったこともあるのかなど。しかし、簡単に療養費が上がった、あるいは基金が枯渇するので保険税を上げるということは、若干短絡過ぎやしないかなというように気がしています。今後、しっかり保険税の徴収あたりも努力して、そして、やはりこういった基金に積み上げていくということが大事ではなからうかなと、そういうふうに思っています。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦です。

昨日の町長の上程議案の説明の中でこの1億6,743万1,000円、これについては後期高齢者の支援金と、そして高額療養費、医療の増額ということで、これは主にどういった疾病が多いんでしょうか。多いというか、多くなっているのでしょうか。

○議 長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） ちょっと詳しい内容はわかりませんが、一般の医療給付費ということで全般的なものと考えて、それから、高額がかなり件数が増えておるといことがあろうかと思えます。、詳細については、ちょっとここでは資料がありませんので。

○議 長（高田修治君） いいですか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 藤本です。

今、課長の説明では、残が3,900万円というようなことで、先ほどの答弁の中で、徴収をまた上げなければならんではなからうかというようなことをごく簡単に申し上げますけれども、保健委員会でも、前回の値上げの時もかなりいろいろと注文をつけて、それからまた町民の声を伝えたわけでございます。簡単に上げればいいというような問題ではないから、ひとつそこらを十分担当としても検討していただきたい。それだけでなく、前回の値上げの際に、大変町民から、こんなに保険税が上がったらたまったものじゃないということを、また近隣の他市町村との比較も言われております。そこらも十分考慮して努力してもらいたい。努力だけではできんと思います。また、何と申しますか、インフルエンザの発生も言われておりますが、流行がないことを願うわけでございますけれども、そこらを十分財政的にも考えていただきたい。

○議 長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） 簡単に料金改定を考えているわけではないつもりなんです、どうしてもそういう事態に陥った場合には、いたし方がないかなとは思っています。

それから、本年度特定健診の未受診者、受けていない方に対してのアンケートをとって、その集約をする中で、こういった形で受診していただけるのかというようなことでもとりまとめをして、予防

のほうに力を入れていきたいというような考えで、本年度そういったアンケート調査もやっておりますので、そういうことで安易に料金改定をとというふうに考えておるわけではありませぬので、よろしくお願ひします。

○議 長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） さっき、課長が簡単にぼつと言ったから、余り簡単な問題ではありませぬよということをおし添えたわけでございますが、インフルエンザが本当に大流行するのではなからうかというようなことを報道機関等で聞いておりますが、そういったことを未然に防ぎ、予防接種といたしますか、これを町民に啓発して、大病にならないうちに、医療費がかからないうちに予防のほうをするようにやはり啓発するのがいいんじゃないかならうかと思ひますので、そこらも十分検討してください。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 今の質問につきまして、今、国保の加入者が約3,000世帯弱、2,900か2,800世帯、ちょっとそこの数字はわかりませぬ。それと加入者は5,900人、その人たちの中で完結しなければいけぬ。あとのほかの勤務している人とか健康保険がある人はそれぞれにある。その2,900弱の世帯と5,900人ぐらいの人でいかに国保を守っていくかということなんですけれども、今おっしゃられたように基金が非常に3,000万円ちょっとで枯渇して、正直申しまして、これは、じゃどこから財源を持ってくるかということなんです。その加入者以外の方、一般住民の方から、一般会計から持っていくという方法はあるんですけれども、これは議会の承認というのは非常に大変なクリアしなければいけぬハードな問題があります。そして、今、国保の連合会のほうに、大分県内、豊後高田か日出ぐらい、その町にどういふ病状があるかということをおし、玖珠町も、私が直接、連合会に頼みまして、近々この1カ月以内に玖珠町の疾病、病気はどういふ状況で、どのぐらい医療費がかかっているか、どういふ種類の病気があるか、データを作ってもらいよう半年前ぐらいにお願ひしまして、この結果が近々出てきます。それによって、先ほど藤本議員のおっしゃられた、予防をいかにするかということが大事なんです。そして、その予防をすることによって、基金の枯渇、その3,000万円がないし、今の状態では、本当に先ほど村口課長のほうがおし上げましたように値上げしないといけぬ。値上げする場合、この加入者以外の方の負担を強いるか、加入者で完結するかとそういう問題がありますから、今後、非常に重大な問題です。

行政としては、いかに予防して、その予防のための行政活動をやっていくかということが非常に重大な課題と思ひますし、今後とも皆様方のご意見を聞きながら、病気を少なくすることも含めて、この基金の運営を考えていきたいと、そういうふうにおしっております。

○議 長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） 先ほどの基金残高であります。3,114万2,000円の残高となっております。

以上です。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） それでは、次に、議案第103号をお出してください。平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第104号、平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について。別冊となっております。

歳入歳出、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号、平成23年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）について。別冊となっております。お出してください。

これも、歳入歳出、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 12番清藤です。

参考書類の14ページ、資本的支出の節の15委託料、23の工事請負費、36の公有財産購入費、これについてちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 清藤議員のご質問にお答えします。

14ページになろうかと思えます。14ページのまず、36の公有財産購入費からご説明を申し上げます。

これは、内帆足水系の水源の500立方メートルの購入費でございます。3,136万円で購入するということですが、若干振り返ってご説明を申し上げたいと思えます。

この水源の取得は、平成6年に水道事業の第二次拡張事業に伴いまして、平成6年に1,500の水の取得をいたしております。その後、平成16年まで10年間の歳月を費やしまして、防衛省の補助金で22億円の予算をかけまして拡張工事を行っております。これにより、森、帆足地区の一部に清水瀑園の塩素処理のみの良質な水が配給されるようになっております。

当初は、内帆足水源湧水日量が2,000立方メートルありまして、うち1,500立方メートルを取得しております。金額においてはいろいろありますけれども、水利権そのものは1,500万円ということになります。残り500立方メートルを内帆足地区の水利権者4名の農業用水と、それから内帆足に水道組合があります。その飲料水として今日まで使用に至っておるところでございます。平成6年に水利

権の譲渡を受けてここに来ておるわけでございますが、それ以降、長年にわたって水利権者と町との間にトラブルが続発をしております。その中の一つとして、一番大きな課題でございますけれども、平成6年当時の町長が、残りの500についても町がいずれ買うという、購入するという口約束があったということで購入をしていただきたいという地元からの申し入れが、再三、今日まで続いてきております。

そういったことを踏まえて、今回、最大の目的と申しますか、特に昨年12月に、水道ビジョン2010というものを作りまして、まだ完璧な結論は出ておりませんが、今後の綾垣地区、大隈地区の拡張計画等もありますので、そういったものの水量確保も視野に入れながら、そのほか他県内外でよく見られますけれども、湧水、水不足で水道制限等をやっております。そういった湧水対策の水源としても考慮しながら、確保していきたいというふうに考えております。そういったふうにしまして、予算計上をいたしております。これによって、この水の量で陣ヶ台水系の水量を減らすことも可能で、後ほど述べますが、経費の縮減を図ることも可能だというふうに思っております。

その内容でありますけれども、内帆足水源から取水栓に流入する湧水を上水道水量として、日量500立方メートル増量し、日量2,000立方メートルとするということでございます。500立方メートルの代償金が3,136万円で契約するものですが、実際の湧水量でございますけれども、約2,200立方メートルほどあります。若干の変化がありますけれども、平均して約そのぐらいあります。町が2,000立方メートルほどいただきまして、地元の余剰水と申しますか、地元の方に200の余剰水を残しまして、これを水道組合の飲料水、それから農業用水として使用していただくということに今検討しておるところでございます。

水の値段ですけれども、値段を決めるということについては非常に難しいものがあるわけですが、この金額を出した根拠と申しますか、私ども、コンサル業者を入れて検討してきました。その中で参考と申しますか比較したのが、町内、要するに陣ヶ台水系と内帆足水系が町水道あるわけなんですけれども、日量1立方メートル当たりの金額を算出いたしました。陣ヶ台水系では、深井戸や玖珠川からのポンプアップの動力費、それから薬品費、人件費等で18年度から22年度までの5年間の実績で算出すると、1立方メートル当たりの経費が13円ということになります。内帆足水系の場合は、自然流下によるもので動力費がほとんどかかりません。そういったこと、それから薬品費、人件費についても少額というようなことで、1立方メートル当たり6円で配給できるというようなことになりまして、陣ヶ台との1立方メートル当たりの経費の差が7円ほど少なくて済むというようなことになっております。この7円の差を地方公営企業法での無形固定資産の耐用年数20年分で計算をすると、2,636万円という数字が算出されます。これに、平成6年当時に1立方メートル1万円の500万円で購入した部分で、今回、500万円ということで加えると、3,136万円という数字になりました。これをもとに契約をしていきたいというふうに考えておるところでございます。それが36の公有財産購入費でございます。

続いて、15節委託料でございますが、これは配水管用地登記委託料でございます。これは、平成7

年8月に、要するに内帆足の現在の貯水池付近に隣接した農地がありまして、約三反六畝であります。当時の地元の要望を受けて、町としては田んぼの水漏れが激しいというようなことで、水量確保のために町で圃場整備をいたしております。これを約1,400万円かけて実施しておりますが、そのときに、ちょうど田んぼの中央付近に里道がありました。この工事で里道をなくしてその付け替えと申しますか、圃場助整備した田んぼの端に里道を付け替えております。農道を作っております。これが現在、個人所有の農道となっております。この農道に水道管の埋設がされておるわけでございまして、今回、この農道を測量、登記がえ等を行って、公有財産として町の財産にしていきたいというふうに考えています。それに伴う登記委託料でございます。当初予算で、用地購入費のほうは予算計上いたしておりますので、その中から支出をさせていただきたいというふうに考えております。

続いて、23節の工事請負費59万1,000円でございますけれども、これは水利権を購入したときに給水栓と申しますか、町の配水池に入る線と地域の水道に入れる配水池があるわけで、そこに入れ替える、農業用に入れるパイプがあるわけなんです。結局、農業用のほうに水が行かないように切り回しをする工事費等を組んでおるわけでございます。要するに、購入する500立方メートルの水が、町の貯水池に入るように行う工事でございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 12番清藤君。

○12番（清藤一憲君） 答弁の中で、平成6年に1,500立方メートル購入して、その後いろんなごたごた続きということが答弁の中であつたんですけれども、私たちがいつも内帆足の水源というのはもめごとが多いと、いろいろな情報が入りながらしているんですけれども、今度、弁護士を通してこの契約をびしっとしているのかどうか。それと懸念されるのが、例えば売買が行われた場合、また地権者が変わった場合、いろんな問題が出てくるではないかという可能性と。もう一つは、役場の担当も常に変わりますし、町長も何年後かにはかわると思いますけれども。常に今まで見ておると、水の問題というのは尾を引いているわけです。その辺の契約について、これから先も、もめごとが一切ないような契約が本当にできるのかどうか、その辺が私たち非常に心配な部分で、その辺をちょっとお願いしたい。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） お答えします。

言われるように、確かにそのとおり水の問題いろいろとありまして、後々に残ることもあります。そういったことから私どもとして、特に弁護士と相談をしながら、契約書の内容についても弁護士の指導を受けて作成をしていきたい。今、具体的にはまだなっておりませんが、一応案はできて、弁護士さんのほうにつくっていただいております。

そして、あと土地の問題です。今回、我々も町に登記がついていないということがやっぱり問題だと。一時、ここでいろんな開発業者が入ろうとした経緯もあります。そういったことになっていくと、地権者が変わっていくと、非常に水道管の安全というものが脅かされるということにもなるかと思

いますので、やはり完全に町の所有にしておく必要があるということから、今回こういう措置をとらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 12番清藤です。

弁護士というのは、常に人によって考え方が多少違う部分があるわけです。私、民間というのは最終的には公証役場というところを通して正式な、後でごたごたがないようにするんですけども、行政ですからその辺はよくわかりませんが、絶対に後からごたごたがない、起こらないというような書類をびしっとつくっていただいて契約をしていただきたいと、その旨だけ伝えて終わります。

○議 長（高田修治君） ほかに。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

先ほどの課長のお話の中で、目的の中に八幡地区の拡張も含めてというお話をされたと思うんですけども、これからやっとな今まで皆さん方、議員の方も八幡地区の水道に関して何回も質問されておりますけれども、近いうちにそういう方向に向かっていくというような解釈にもとれるんですけども、よろしいですか。

○議 長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 先ほど、やっっていくという回答ではなくて、そのビジョンの中で検討することになって、今は結論は出ていない。けれども、そういったものを視野に入れながら、あと渇水対策についてもしていきたいというふうに考えておるわけで、まずどうするかという非常に難しい問題も若干残っております。そこら辺の整理をすることがまず先ではないかと思えます。

というのは、難しい問題と申しますのは、八幡まで町水道を引いた場合かかる費用、今、若干出つつありますけれども、経費等が、要するに水道に加入しておる方々の水道料に関係をしてくるわけです。そういった今加入しておる水道料の負担が、加入者ができるような範囲であれば、そういった方向もいいかと思えますけれども、そこまではっきりとした算出がされておられません。そういったものを視野に入れながら、皆さんと検討して方向性を出していきたいというふうに思っております。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 先ほど、課長さんの説明の中で、陣ヶ台と内帆足の費用の差が7円だということで、それを20年間の耐用年数を掛けて二千七百何十万円ですか。プラスして、500立方メートル分の500万円に足して3,300万円という数字が出たというような説明があったんですけども、この差の20年間の分をプラスするというのがちょっと私は理解が……。もう少しその点についてご説明をいただきたいと思えます。

○議 長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 水の期間、幾ら見るかというのは非常に難しい部分もあります。ただ、これまで見ると、それだけの歴然とした差があるので、後々はゆくゆく20年を越えれば、その差は当然利益を逆に町のほうが被るわけでございます。そういった意味から、通常、固定資産の公営企業法では20年、無形償却資産を見ておりますので、それを当てはめたわけでございます。冒頭申し上げましたけれども、水の値段を算定するのは非常に難しいものがあるというふうに申し上げました。これは、過去の一般質問のやりとりの中でも当時の建設課長等が回答しておるのを見ると、例えば水をつくるためのダムを設置すれば幾らかかるかとか、深井戸を掘れば幾らかかるかとか、大きな金額を言っております。そういったことを考えると、非常に難しいものがあるわけでございますけれども、ちょうど私どもには陣ヶ台というものが、水の作れる単価と比較するものがありまして、それでもって比較し、20年の償却資産の年数で判断したところでございます。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 3番宿利です。

大体、今、経費削減の中からいった場合、7円の差額があるからここを利用すればそれだけの差が出るので利益が出るんじゃないかというのが普通。それで利益が出るから、その分を上乗せして水源を確保するというのは、何となく私は理解ができない面があるんです。

○議 長（高田修治君） ほかに関連ありますか。

梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 理解できないということでありましてけれども、では何年が正しいかといったときになかなか難しいものがあると思います。そういったものから、我々としては20年の償却資産の適用をさせて判断したということになります。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 関連してお答えさせていただきます。

まず、この買ういきさつにつきまして、先ほど清藤議員から平成6年に協定書、契約書を結んでおります。そして、その中にいろいろ問題点があります。ここであえて申し上げますけれども、先ほど申し上げました残量購入について当時の町長との約束があるということです。そして、契約書自体、今ございません。前の小林町長に昨日お聞きしたんですけれども、前のときにここで説明したんですけれども、契約書については残念ながら本物は存在していません。そして、その契約書のコピーはあります。その契約書のコピーを見ますと、いわゆる町長の押している印鑑と捨て印が公印と私印になっています。非常に不備な契約書になっています。

そして、先ほど申し上げました水道管の埋没地が登記されていないまま現在に至っております。もし、その登記されていない埋没地を第三者に売って、第三者がその水道管を知らないまま壊しても、まず、我々には対抗できないということで未登記のまま。そして、地元の方が水道管を引き上げるとか、残水量の契約書、1,500立方メートルは玖珠町が買うんだけど、いわゆる非かんがい期といえども農業用水は優先するというので、町の水を地元の方がとる権利を持っているわけです。それと、当

該1,500立方メートルが減るという事実もあります。そういうことをまず解消というと同時に、1立方メートルの当たり7円の利益があると。これを20年で計算しているんです。30年でもいいわけなんです。永久的にこの水利権は取得できるわけですから。ただ、20年というのは償却の20年という数字で計算して、あくまで20年を計算。これはコンサルにお願いして20年という数字を出していただきまして、その金額が7円の差がありまして、1年間に131万8,000円の利益が出る。それを20倍したところ2,636万円になった。それに当時1,500立方メートルを1,500万円で買ったから、当時1立方メートルだとすると、今度は500立方メートル買いますから、その500万円ということで3,136万円というのをコンサルが出してきました。

そして、もう一つちょっとつけ加えて申し上げたいのは、水利権につきまして、水利権は今度、私どもが買わせていただくのは、水利権と慣行水利権があるわけです。水利権はあくまで流水の占有権でありまして、今度は我々買わせていただく慣行水利権の定義は、一定のものが一定の流水使用を反復継続し、習慣的に利用して、その慣行が社会的に承認されることによって成立する権利。だから、この内帆足地区の4人の方に水利権があると慣行的に認められている。その慣行水利権を、我々は今回買わせていただく。その金額の妥当性につきましては、先ほど1立方メートル当たり7円のコストがかからない、安いということです。それを20年で計算したのは、コンサルのほうにお願いして20年で出しました。半永久的にこれはもう水利権を確保できるということとして、今回のところは過去のそういう非常に不透明なところの契約書を含め、そして1,500立方メートルの取水について、かんがい期、非かんがい期といえども、水利権者、慣行水利権者にいわゆる支配権があるということも一挙に解除して、今後の町の水道行政に役立っていこうと、そういうふうを考えております。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今、町長の説明の中で、慣行水利権と言いましたが、それはどういうあれかちょっとわからないところがあるんですが、農業用水は今まで優先されておって、聞くところによると、農業用水、渇水時期であろうが何であろうが、農業用水に引き落とされよったと。今まで田んぼをつくることに必要な水をとるか、必要以上かもしれんが、引き落としがされておったというのを完全に買い取るわけですね、そういった権利から何から。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 要するに慣行水利権ということでございますけれども、農業用の、これをある部分の2,000立方メートルを完全に買い取るということでございます。余剰水があります。それを地元の生活用水、飲料水、そしてまた農業用水としても使用してもいいというようなことで買い取るわけでございます。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） その農業用水を、今まで農業用水として優先的に引き落としがされておったという話を聞いておりますから、そこらが例えば、内帆足の水位が下がって到底水が足りないんだというときにも、そういう時には必ず農業用水が足らんはずです。それを絶対こちらのほうに、町の飲

料水のほうに優先権があるのか、そこらをちょっとひとつ。

○議 長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 大変失礼しました。日量2,000立方メートルは確実に町のほうへいただくと、町の飲料水として。そして、しかも地域のほうに余剰水が約200立方メートルあるわけなんですけれども、これでも生活の水道水が枯れた場合は、枯れると申しますか不足が生じた場合は、町と協議をします。農業用水には町の2,000のうちからは回しませんよという契約内容になろうかと思えます。ですから、通常の2,000を超える2,200ぐらいの水が出ておれば、確実に町のほうに入るということでございます。その中から、農業用水に回すということはありません。

以上です。

○議 長（高田修治君） お諮りします。

この件、常任委員会で審議いただくことになっております。そういうことで質疑ここで打ち切ってもよろしいですか。

○13番（藤本勝美君） 私も常任委員会の中でございますが、常任委員会ではこの議事録にも残らないし、だからしっかりした話をしておかなければいかんということで、私はこう言っておるんです。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤本勝美君） 今まで、大変これは大もめした水利権なんだ。だから、これをしっかりとしたものに支柱に入れてくださいということ。

それからもう1点、申し上げなければならないことは、内帆足の水系は、先ほど課長が説明したとおり、無動力で給水できる。それと陣ヶ台のほうは動力を使って給水せんならんということがあります。それで聞くとおるところによりますと、そこの春日町の十文字あたりで内帆足のほうが終わっているということでございますので、少しでも協心橋に近づけるか、塚脇方面に近づけるというような先を見越した、動力を使わなくても内帆足でいい水がみんなに供給できたと、ああよかったなというような設備にしてもらいたい。でないと、買い取るのは買い取ったけれど、これは安い金額じゃございませんよ。当時の十何年前の立米10円ですか。このような単価ですが、1,500万円の150立米なら、10円である。そういった単価の約3倍の値段を出すんですから、そこらを今後フル活用できるほうに向けてもらわないと効果が上がらんと。だから、一番の問題は、この件はこころで必ずや終止符が打たれるようにやってもらいたいと、こう思っている。

〔発言する者あり〕

○議 長（高田修治君） 静粛に願います。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

この水の問題は本当に長年の懸案事項であったというふうに思っています。今回、特に朝倉町長が水ビジネスと申しますか、英断で解決したことは、私は町民の利益につながるとそういうふうに思っております。ただ、先ほど来、藤本議員さん、あるいはほかの議員さんが質問いたしておりましたが、

この件はいずれ産業建設委員会に付託されるわけでございますから、またその中で詳しくまたお聞きしたい。ただ、先ほど課長の説明の中で、4名という数字が上げられたんですが、これは参考までで結構なんですけれども、問題がなければお名前をお聞かせいただければありがたいなど。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 名前は、ちょっとこの場で申し上げることはできません。やっぱり個人情報の問題がありますので。大体皆さん、推測がついておると思います。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦です。

まよめの意味で、ちょっとわからない部分があるのでお尋ねしたいと思います。今回、水の500立方メートルの取得で公有財産費として3,136万円ということで上がっております。それでは、過去にそれに沿って農道があつて、その下に配管が布設されているということで、その部分を昔は里道としてあつたけれども、それが私道になったということで、それでいいんでしょうかね。それを今度、その部分の一部分を買い取るのか、農道の部分を全部買い取るのか、その経緯というのはどういうふうになっておるのかなということをお聞きしたいんです。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 用地の取得でございますけれども、先ほど申し上げましたように、田んぼの真ん中に里道があつたわけでございますが、それを圃場整備とともに端に付け換えを行ったということでございます。これについては、一旦、里道を廃止されている部分もありますし、全量用地を買収するという考えでございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦です。

その今の里道の部分の用地の買収というのは、これからになるわけですか。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 里道はもう既に廃止をされておまして、結局、個人所有の農道になっておりますので、それを買うわけでございます。契約についても、要するに水も土地の契約もこれからでございます。

○議長（高田修治君） いいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 先ほどの玖珠郡育英会のことでございますが、答弁させていただきたいと思ひます。

町長が説明したとおり、足立奨学資金がこの玖珠郡育英会の母体でございまして、現在、事務局は九重町の教育委員会の中にごございますから、詳細等を私どもはうまく申し上げられませんでしたけれ

ども、本年度の事業計画等でお知らせをしたいと思うんですが、本年度23年度の奨学金でございますが、その計画につきましては、高校生が1万円、1万5,000円、2万円とございます。それぞれいまして32名、大学生が40名でございます、貸付総額が2,034万円でございます。

それに対します今年度の返還計画でございますけれども、高校生45名、大学生79名の合計124名でございます、返還総額分が1,050万1,200円でございます。返還状況についてはほぼ順調ということでございます。一部困難なものにつきましては、計画的に返還する方法をとっておるということでございます。

それから、これまで過去の貸与者の累計でございますが、高校生が541名、大学生825名、合計1,366名の郡民が恩恵を受けているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 以上で議案質疑を終結します。

## 日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第91号から議案第96号、議案第100号から議案第105号及び陳情5件）

○議 長（高田修治君） 日程第2、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第91号から議案第96号までの6議案及び議案第100号から議案第105号までの6議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号から議案第96号までの6議案及び議案第100号から議案第105号までの6議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

ここで、執行部にお願いいたします。

本日の議案質疑の中で、説明不足、また資料等提出しなければならない部分があったかと思えます。常任委員会に、今、付託いたしましたので、そういう不足、追加で説明、資料等あれば常任委員会のほうに提出願います。

次に、陳情5件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、陳情5件につきましては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をするこ

とに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

あす7日から8日の2日間と10日から12日の3日間は各常任委員会及び議案考察のため休会とし、9日、13日は一般質問を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、あす7日から8日の2日間と10日から12日の3日間は常任委員会及び議案考察のため休会とし、9日、13日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月6日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 中川英則

署名議員 宿利俊行